

令和4年1月17日  
自動車局保障制度参事官室**「介護職員等緊急確保事業（自動車事故対策費補助金）」  
の第二次公募を本日から開始します！**

国土交通省では、自動車事故による被害者保護の増進を図るための各種施策を実施しているところです。今般、全国的に感染者の増加が懸念される中、自動車事故による重度後遺障害を負われた方に対する介護サービスを提供する障害福祉サービス事業者（居宅介護を提供する事業者、重度訪問介護を提供する事業者並びに障害者支援施設及びグループホームの運営事業者）においては新型コロナウイルス対策に係る経費の増加が経営を圧迫し、介護人材の適切な配置を行うことが困難となり、重度後遺障害者に対して十分な介護サービスを提供できなくなる懸念があります。

このような状況に対応するため、障害福祉サービス事業者の介護人材確保に係る経費を補助することにより、受入環境の維持・整備を図ることで、自動車事故による重度後遺障害を負われた方及びそのご家族が安全・安心に日常生活が送れることを目的とした補助事業を実施します。

本日より、令和3年度補正予算実施分に係る第二次公募を開始しますので、お知らせいたします。

**1. 本補助事業の概要**

- ・ 補助対象事業者  
①居宅介護事業者 ②重度訪問介護事業者 ③障害者支援施設 ④グループホーム
- ・ 補助対象経費  
①人材雇用費 ②求人情報発信費 ③職業紹介利用費

**2. 公募期間等**

- ・ 募集期間  
令和4年1月17日（月）～ 令和4年2月4日（金）
- ・ 事業実施期間  
採択日～ 令和4年3月31日（木）

なお、本補助事業の応募要件・応募方法等の詳細につきましては、国土交通省のホームページ内（以下アドレス）に掲載する公募要領等をご覧ください。

([https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha\\_tk2\\_000080.html](https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000080.html))

**■問い合わせ先**

国土交通省自動車局保障制度参事官室

担当 大橋、北村、大森

電話：03-5253-8111(内線41418) 03-5253-8580(直通) F A X：03-5253-1638

# 介護職員等緊急確保事業の概要

- 自動車事故被害者がデルタ株等の変異株がまん延する中であっても、安全・安心に施設や自宅において、十分な感染予防対策が講じられた上で、手厚い介護サービスを受けられるようにするため、障害者支援施設等を対象に、人材確保等に要する経費等の支援を実施。

## 支援措置の内容

### ● 感染防止対策のために新たに雇い入れた人材の確保に係る経費の支援

- 障害者支援施設等において感染症対策に万全を期することを目的に新たに従業員を雇用する場合に発生する給与支給額(人件費)の支援を実施。

### ● 求人情報の発信に係る経費の支援

- 障害者支援施設等において感染症対策に万全を期することを目的に新たに従業員を雇用するために実施する求人情報の発信に係る経費の支援を実施。

### ● 職業紹介の利用に要する費用の支援

- 障害者支援施設等において感染症対策に万全を期することを目的に新たに従業員を雇用するために、職業紹介の利用に要する経費の支援を実施。

補助対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害者支援施設</li> <li>グループホーム</li> <li>重度訪問介護を提供する事業者</li> <li>居宅介護を提供する事業者</li> </ul>
補助対象経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>補正予算成立後から令和3年度末までの間に新たに雇用した介護職員等の給与支給額</li> </ul>
補助率等	定額

補助対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害者支援施設</li> <li>グループホーム</li> <li>重度訪問介護を提供する事業者</li> <li>居宅介護を提供する事業者</li> </ul>
補助対象経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>大手就職情報サイトへの掲載料等の求人情報の発信に要する経費</li> </ul>
補助率等	定額(上限は80万円)

補助対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害者支援施設</li> <li>グループホーム</li> <li>重度訪問介護を提供する事業者</li> <li>居宅介護を提供する事業者</li> </ul>
補助対象経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>職業安定法第30条第1項に規定する有料職業紹介事業者に職業紹介手数料として支払う経費</li> </ul>
補助率等	定額(職員3名を上限とし、1名あたり50万円を上限)